

玉名市立天水小学校スクールバス運行業務 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 0 月

玉名市教育委員会事務局教育部教育総務課

1 目的

この要領は、玉名市立天水小学校児童の通学の安全の確保を目的としたスクールバス運行業務（以下「本業務」という。）において、本業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

玉名市立天水小学校スクールバス運行業務

3 委託業務内容

「玉名市立天水小学校スクールバス運行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

5 委託料の上限額

令和 9 年度 55,000,000 円

令和 10 年度 55,000,000 円

令和 11 年度 55,000,000 円

3 年間の合計金額 165,000,000 円

（上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (4) 国、県、市等において指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 熊本県内に本社、支社（支店）を置く法人等であること。
- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を有すること。（ただし、運行区間の営業区域の許可を有すること。）

(8) 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書を提出していること。

(9) 玉名市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）及び玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 25 号）に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者の規定に該当しないこと。

(10) 契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

7 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 10 月 26 日（月）～令和 8 年 11 月 6 日（金） 午後 5 時まで必着
質問書受付期限	令和 8 年 11 月 2 日（月） 正午まで必着
質問書に対する回答	令和 8 年 11 月 9 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 11 月 20 日（金） 午後 5 時まで必着
プレゼンテーション審査	令和 8 年 11 月下旬予定
審査結果の通知	令和 8 年 12 月上旬予定
業務委託に係る協議及び契約締結	令和 8 年 12 月中旬予定

8 参加申し込み

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者の参加申し込み方法は次のとおりとする。

(1) 提出物

ア 参加表明書【様式 1】

イ 会社概要関係書類（所在地、資本金、事業内容、社歴、連絡先等が確認できるもの）

ウ 登記（履歴）事項全部証明書（提出日前 3 箇月以内のもので、写しでも可）

エ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（提出日前 3 箇月以内のもので、写しでも可）

オ 直近 3 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、その他これに準ずる書類）

カ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」又は「特定旅客自動車運送事業」の許可を有することを証する書面

キ 一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書を提出していることを証する書面

ク 地方公共団体との同種又は類似業務の実績ある場合は実績が確認できるもの（最大 3 件

まで契約を証する書類の写しを添付)

(2) 提出部数

正本 1 部 副本 8 部

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 26 日 (月) から令和 8 年 11 月 6 日 (金) 午後 5 時 必着

(4) 提出方法

持参又は郵送 (簡易書留に限る。) により提出すること。

＊ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出先 玉名市教育委員会事務局教育部教育総務課

＊15【問い合わせ先】を参照

＊持参の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

9 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書【様式 2】に記入の上、電子メールにて提出すること。送信後は到達の確認を必ず行うこと。

＊メールの件名を「天水小スクールバスプロポ関係質問」とすること。

(2) 受付期限

令和 8 年 11 月 2 日 (月) 正午 必着

(3) メールアドレス kyoikusomu@city.tamana.lg.jp

(4) 質問書の回答

ア 令和 8 年 11 月 9 日 (月) までに、参加申込みがあった全ての者にメールで回答する。

イ アの質問書に対する回答により、募集要領等の追加又は修正があったものとみなす。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙【様式 3】

イ 企画提案書 (任意様式、ただし A 4 サイズにまとめること。)

＊企画提案書の内容、構成については、12【委託先の選定方法】の(2)【審査項目及び評価基準】にある評価基準の項目に沿うこと。

ウ 見積書及び見積内訳書 (任意様式、ただし A 4 サイズにまとめること。)

＊「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」(九運公福第 61 号平成 14 年 1 月 30 日制定) の別紙 1 及び別紙 2 に基づき算出すること。

＊見積額については、消費税及び地方消費税を含んだ額とし、消費税及び地方消費税を

除いた額についても分かるように記載すること。

(2) 提出部数

9 部

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。

＊ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和 8 年 11 月 20 日（金） 午後 5 時 必着

(5) 提出先

玉名市教育委員会事務局教育部教育総務課

＊15【問い合わせ先】を参照

＊持参の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 日 時 令和 8 年 11 月下旬を予定。詳細については後日連絡する。

(2) 場 所 玉名市役所

(3) 出 席 者 最大人数 3 人

(4) 提案内容の説明

ア プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

イ 説明時間は 20 分以内とする。＊準備時間は含まない。

ウ 質疑応答は 20 分以内とする。

(5) 備品の貸出

プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各者が用意すること。ただし、スクリーンは市から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(6) 参加の辞退

参加表明書提出後、都合により辞退する際は、参加辞退届【様式 4】を郵送（簡易書留に限る。）又は持参により令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 5 時までに提出すること。

12 委託先の選定方法

(1) 審査

「玉名市立小学校スクールバス運行業務委託業者選定委員会」がプレゼンテーションの審査を行い、最高点を獲得した 1 者を本業務の受託候補者とする。ただし、当該点数を選定委員の人数で割った値が基準点未満であった場合は、契約を締結しないこととし、また、受託候補者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は次点者を新たな受託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、合計評価点を選定委員の人数で割った値が基準点に達し、かつ、選定委員会が適切な事業者と判断した場合は、受託候補者とする。

選定基準点：150点満点中90点

(2) 審査項目及び評価基準

委託業者の選定に係る評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評 価 項 目		配 点
1 企業の業務遂行能力	提案会社の信用状況に関すること	10
	本業務に係る業務実績に関すること	15
2 業務提案内容	本業務に係る基本的な考え方	20
	安全管理体制に関すること	20
	緊急時の対応について	20
	業務実施体制について	10
	準備体制について	5
	自由意見、提案	10
3 提案見積額	見積額に関すること	40
合 計		150

※提出書類は、別紙 提出書類例を参考とすること。ただし、参加申込み時に提出した書類と重複する書類は提出不要。

(3) 審査方法

ア 提案見積額以外の評価項目

評 価	得点
当該評価項目において優れている	配点×1.0
当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
当該評価項目において普通である	配点×0.6
当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
当該評価項目において劣っている	配点×0.2

イ 提案見積額

提案見積額の得点＝配点×（上限額－当該提案見積額）／（上限額－最低提案見積額）
（小数点以下第2位を四捨五入）

(4) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。なお、審査結

果についての異議申し立ては一切認めない。

13 失格条件

参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 委託料の限度額を超えた場合
- (6) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに掛かる経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更及び追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、玉名市はいかなる責任も負わない。

15 問い合わせ先

所 在 地	865-8501 熊本県玉名市岩崎 163
担 当 者	玉名市教育委員会事務局教育部教育総務課 教育政策係 郷戸
電 話 番 号	0968-75-1133
電子メール	kyoikusomu@city.tamana.lg.jp